



発行 新潟県

号外 5

平成25年 3月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

病院局管理規程

- 1 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 2 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 3 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

病院局告示

- 1 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）

企業局管理規程

- 2 新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

人事委員会規則

- 6-1718 平成25年 4月 1日における号給の調整に関する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1719 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1720 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1721 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1722 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1723 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1724 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1725 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 12-86 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

人事委員会告示

- 1 県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等（人事委員会事務局総務課）

教育委員会規則

- 5 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 6 新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則（高等学校教育課）

教育委員会訓令

- 3 新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程の一部改正（教育庁総務課）

教育委員会告示

- 9 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（高等学校教育課）

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部</p> <p><u>内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 気管食道科 神経科(又は神経内科) 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚泌尿器科(又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 レクリエーション療法科 作業療法科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</u></p> <p>薬剤部</p> <p>看護部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規程にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p><u>内科 神経内科 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 歯科 口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</u></p> <p>研究部 (略)</p> <p>情報調査部</p> <p>地域連携・相談支援センター</p> <p>がん予防総合センター</p> <p>(参事等)</p> <p>第17条の2 局、課、室及び係に参事、業務指導監、経営企画員、副参事、主査及び主任を置くことがで</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部</p> <p><u>内科 消化器内科 総合診療科 精神科 神経科(又は神経内科) 小児科 外科 消化器外科 小児外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 皮膚泌尿器科(又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 リウマチ科 歯科 歯科口腔外科 呼吸器科 循環器内科 気管食道科 麻酔科 レクリエーション療法科 作業療法科 臨床検査科 病理診断科</u></p> <p>薬剤部</p> <p>看護部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規程にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p><u>内科 精神科 神経内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 呼吸器外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 緩和ケア科 歯科口腔外科 麻酔科 病理診断科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</u></p> <p>研究部 (略)</p> <p>情報調査部</p> <p>地域連携・相談支援センター</p> <p>がん予防総合センター</p> <p>(参事等)</p> <p>第17条の2 局、課、室及び係に業務指導監、経営企画員、副参事、主査及び主任を置くことができる。</p>

きる。 2 参事、業務指導監、経営企画員、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。	2 業務指導監、経営企画員、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。
--	--

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)		施設	(略)	
	診療部長 臨床部長 研究部長 情報調査部長 社会復帰部長	5種		診療部長 臨床部長 研究部長 情報調査部長 社会復帰部長	5種
	がんセンター新潟病院専任セーフティマネージャー	5種		中央病院薬剤部長 がんセンター新潟病院薬剤部長 新発田病院薬剤部長	3種
	中央病院薬剤部長 がんセンター新潟病院薬剤部長 新発田病院薬剤部長	3種		(略)	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
別表第8 （第76条関係） (1)～(7)（略） (8) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に定める <u>漁業協同組合及び漁業協同組合連合会</u> (9)（略）	別表第8 （第76条関係） (1)～(7)（略） (8) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に定める漁業協同組合連合会 (9)（略）

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月29日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

次の表の改正後の欄中項目の表示に下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)	(略)	(略)	(略)
新潟県立中央病院	内科、消化器内科、精神科、循環器内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、神経内科、 <u>歯科口腔外科</u> 、 <u>麻酔科</u> 、 <u>形成外科</u> 、 <u>病理診断科</u> 、 <u>救急科</u>	新潟県立中央病院	内科、消化器内科、精神科、循環器内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、神経内科、 <u>歯科口腔外科</u> 、 <u>麻酔科</u> 、 <u>形成外科</u> 、 <u>病理診断科</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
新潟県立がんセンター新潟病院	内科、神経内科、小児科、外科、 <u>消化器外科</u> 、 <u>乳腺外科</u> 、 <u>整形外科</u> 、 <u>脳神経外科</u> 、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、精神科、 <u>歯科</u> 、 <u>麻酔科</u> 、 <u>病理診断科</u>	新潟県立がんセンター新潟病院	内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、精神科、 <u>歯科</u> 、 <u>麻酔科</u> 、 <u>病理診断科</u>
新潟県立新発田病院	内科、循環器内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、神経内科、 <u>麻酔科</u> 、 <u>歯科口腔外科</u> 、 <u>救急科</u>	新潟県立新発田病院	内科、循環器内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、神経内科、 <u>麻酔科</u> 、 <u>歯科口腔外科</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県企業管理者 藤澤 浩一

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(課、室、係及び班の設置)</p> <p>第5条 局本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>施設課</p> <p>電機施設班 土木施設班 <u>建設班</u></p> <p>企業誘致推進課</p> <p>(参事等)</p> <p>第22条の2 局、課、係及び班に、<u>参事、副参事、主査、専門員及び主任</u>を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、<u>主査、専門員及び主任</u>は、上司の命を受けて、<u>局、課、係及び班</u>の事務を処理する。</p> <p>(参事等)</p> <p>第27条 事業所及びその内部組織に、<u>参事、副参事、主査、専門員及び主任</u>を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、<u>主査、専門員及び主任</u>は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</p>	<p>(課、室、係及び班の設置)</p> <p>第5条 局本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>施設課</p> <p>電機施設班 土木施設班</p> <p>企業誘致推進課</p> <p>(参事等)</p> <p>第22条の2 局、課、係及び班に<u>参事、副参事、主任及び主査</u>を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、<u>主任及び主査</u>は、上司の命を受けて<u>局、課、係及び班</u>の事務を処理する。</p> <p>(参事等)</p> <p>第27条 事業所及びその内部組織に<u>参事、副参事、主任及び主査</u>を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、<u>主任及び主査</u>は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</p>

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

人事委員会規則

平成25年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成25年 3 月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 6 - 1718号

平成25年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年条例第50号。以下「改正条例」という。)附則第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成25年 4 月 1 日における号給の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成25年 4 月 1 日において号給の調整を行う職員)

第 2 条 改正条例附則第 2 項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、平成25年 4 月 1 日(以下「調整日」という。)において平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員(調整日においてその者の属する職務の級における最高の号給を受ける職員及び平成19年 1 月 2 日から調整日までの間に昇格した職員(委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。以下「昇格職員」という。)のうち職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(規則第 6 - 1512号。以下「改正初任給規則第 6 - 1512号」という。)附則第 5 項中「第 25 条第 1 項、第 3 項第 1 号」とあるのは「第 25 条第 3 項第 1 号」と、「同条第 1 項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D 又は E (一般職員給与条例第 12 条第 3 項又は市町村立学校職員給与条例第 11 条第 3 項の適用を受ける特定職員にあつては、C、D 又は E)」と、同条第 3 項第 1 号」とあるのは「同条第 3 項第 1 号」と、改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 7 項中「相当する数から 1 を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替え、かつ、改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 4 項、第 6 項及び第 12 項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号)附則第 4 項並びに一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第43号)附則第 4 項の規定の適用がないものとして、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に調整日において受けることとなる号給の号数から、調整日の号給の号数を減じた数(以下「再計算昇給抑制数」という。)が 1 を下回る職員を除く。)とする。

2 前項に定める職員のうち、改正条例附則第 2 項の適用がないものとした場合に調整日において受けることとなる号給の 2 号給上位の号給に調整する職員は、調整日において平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか 2 以上に該当する職員(次項第 2 号に掲げる職員を除く。)とする。

3 第 1 項に定める職員のうち、改正条例附則第 2 項の適用がないものとした場合に調整日において受けることとなる号給の 1 号給上位の号給に調整する職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 調整日において平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみ該当する職員

(2) 調整日において平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか 2 以上に該当する職員のうち、次に掲げる職員

ア 調整日においてその者の属する職務の級における最高の号給の 1 号給下位の号給を受ける職員

イ 昇格職員であつて、再計算昇給抑制数が 1 となる職員

4 改正条例附則第 3 項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整日において平成19年昇給等抑制職員又は平成20年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員(調整日においてその者の属する職務の級の最高の号給を受ける職員及び昇格職員のうち再計算昇給抑制数が 1 を下回る職員を除く。)とする。

5 前各項の平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成19年 1 月 1 日において改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 5 項の規定により読み替えられた職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則(規則第 6 - 1539号。以下「改正初任給規則第 6 - 1539号」という。)による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(規則第 6 - 45号。以下「初任給規則」という。)第 25 条若しくは改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 7 項の規定により号給を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 5 項中「第 25 条第 1 項、第 3 項第 1 号」とあるのは「第 25 条第 3 項第 1 号」と、「同

条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE（一般職員給与条例第12条第3項又は市町村立学校職員給与条例第11条第3項の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE）」と、同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1号」と、改正初任給規則第6-1512号附則第7項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）

ア 平成19年1月1日から調整日までの間に、初任給規則第20条の2第2項又は第31条第1項の規定により号給を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）

イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない初任給規則に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員

ウ 平成19年1月1日から調整日までの間に、委員会の承認を得てその号給を決定された職員（以下「個別承認職員」という。）

エ 平成18年4月1日から同年12月31日までの間において、休職にされていた期間、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第20条第1項及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）第19条第1項に規定する承認を受けていた期間、教育特例法第26条第1項に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第2号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第83号）第2条第1項第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間又は育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち委員会の定めるもの

オ アからエまでに掲げる職員に相当するものとして委員会が定めるもの

(2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項（改正初任給規則第6-1539号第2条の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（規則第6-1557号）による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（規則第6-1567号）第2条の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（規則第6-1610号。以下「改正初任給規則第6-1610号」という。）による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（規則第6-1636号。以下「改正初任給規則第6-1636号」という。）による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、平成23年4月1日における号給の調整に関する規則（規則第6-1680号。以下「平成23年調整規則」という。）附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項及び平成24年4月1日における号給の調整に関する規則（規則第6-1697号。以下「平成24年調整規則」という。）附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項を含む。以下この項において「改正初任給規則第6-1512号附則第4項」という。）の規定により号給を決定された職員であつて、改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する採用日から改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に初任給規則第15条（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（規則第6-1598号）による改正前の初任給規則第15条を含む。第6項第3号において同じ。）第1号から第4号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給規則第20条の2第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正初任給規則第6-1512号附則第4項の規定により号給を決定された職員であつて、改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する採用日から改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する調整年数を遡った日が平成

19年 1月 1 日前となる職員及び初任給規則第31条第 1 項の規定により号給を決定された職員で委員会の定めるもの

- (5) 平成19年 1月 1 日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年 1月 1 日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年 4月 1 日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

ア 平成19年 1月 1 日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成18年12月31日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が 2 以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。）があったものとした場合に、第 1 号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成19年 1月 1 日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第 6 項第 5 号イ及び第 7 項第 5 号イにおいて同じ。）であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第 2 号に掲げる職員に該当することとなるもの

- (6) 平成19年 1月 1 日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、委員会の定める職員
(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ委員会の承認を得て定める職員

6 第 1 項から第 4 項までの平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成20年 1月 1 日において初任給規則第25条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 6 項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年 1月 1 日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして委員会が定めるものを除く。）

- (2) 平成20年 1月 1 日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、附則第 2 項の規定による改正前の改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 4 項（改正初任給規則第 6 - 1610号による改正前の改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 4 項、改正初任給規則第 6 - 1636号による改正前の改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 4 項、平成23年調整規則附則第 2 項の規定による改正前の改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 4 項及び平成24年調整規則附則第 2 項の規定による改正前の改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 4 項を含む。以下この項において「改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 4 項」という。）の規定により号給を決定された職員であって、改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 4 項に規定する採用日から改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 4 項に規定する調整年数を遡った日が平成20年 1月 1 日前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

- (3) 平成20年 1月 1 日から調整日の前日までの間に初任給規則第15条第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

- (4) 平成20年 1月 1 日から調整日の前日までの間に上位資格等取得職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給規則第20条の 2 第 2 項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 4 項の規定により号給を決定された職員であって、改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 4 項に規定する採用日から改正初任給規則第 6 - 1512号附則第 4 項に規定する調整年数を遡った日が平成20年 1月 1 日前となる職員及び初任給規則第31条第 1 項の規定により号給を決定された職員で委員会の定めるもの

- (5) 平成20年 1月 1 日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年 1月 1 日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年 1月 1 日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

ア 平成20年 1月 1 日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成19年12

月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、委員会の定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ委員会の承認を得て定める職員

7 第1項から第3項までの平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成21年1月1日において初任給規則第25条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、改正初任給規則第6-1512号附則第6項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして委員会が定めるものを除く。）

(2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項（改正初任給規則第6-1636号による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項、平成23年調整規則附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項及び平成24年調整規則附則第2項の規定による改正前の改正初任給規則第6-1512号附則第4項を含む。以下「改正初任給規則第6-1512号附則第4項」という。）の規定により号給を決定された職員であって、改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する採用日から改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に初任給規則第15条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給規則第20条の2第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、改正初任給規則第6-1512号附則第4項の規定により号給を決定された職員であって、改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する採用日から改正初任給規則第6-1512号附則第4項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日前となる職員及び初任給規則第31条第1項の規定により号給を決定された職員で委員会の定めるもの

(5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

ア 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成20年12月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、委員会の定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ委員会の承認を得て定める職員

第3条 改正条例附則第2項に掲げる平成25年4月1日において45歳以上の職員（以下「45歳以上の職員」とい

う。)のうち平成18年 4 月 1 日から平成20年12月31日までの間において休職等期間がある職員 (休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。)又は改正条例附則第 3 項に掲げる平成25年 4 月 1 日において45歳に満たない職員 (以下「45歳未満の職員」という。)のうち平成18年 4 月 1 日から平成19年12月31日までの間において休職等期間がある職員 (休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。)であって、平成18年 4 月 2 日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち委員会の定める職員については、委員会の定めるところにより、45歳以上の職員にあつては、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に、45歳未満の職員にあつては、平成19年昇給等抑制職員又は平成20年昇給等抑制職員に、それぞれ該当するものとみなす。

(この規則により難い場合の措置)

第 4 条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (規則第 6 - 1512号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この項において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (号の表示及び追加号の表示を除く。以下この項において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この項において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 (初任給に関する経過措置)	附 則 (初任給に関する経過措置)
4 平成19年 1 月 1 日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (以下「規則」という。)第13条から第14条の 2 までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日 (以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給 (以下この項において「特定号給」という。)の号数から一般職員給与条例第 8 条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第 7 条第 2 項の規定による号給 (規則第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とするとされている号給を除く。)の号数を減じた数を 4 (新たに職員となった者が特定職員 (規則第24条の 2 に規定する職員をいう。以下同じ。)であるときは、3) で除して得た数の年数 (1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年 1 月 1 日前となるものの採用日における号給は、規則第13条から第14条の 2 までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における規則第23条に規定する昇給日 (次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給と	4 平成19年 1 月 1 日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (以下「規則」という。)第13条から第14条の 2 までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日 (以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給 (以下この項において「特定号給」という。)の号数から一般職員給与条例第 8 条第 2 項及び市町村立学校職員給与条例第 7 条第 2 項の規定による号給 (規則第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とするとされている号給を除く。)の号数を減じた数を 4 (新たに職員となった者が特定職員 (規則第24条の 2 に規定する職員をいう。以下同じ。)であるときは、3) で除して得た数の年数 (1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年 1 月 1 日前となるものの採用日における号給は、規則第13条から第14条の 2 までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における規則第23条に規定する昇給日 (次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

<p>する。</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで</p> <p>(2) 平成23年4月1日以後に新たに職員となった者(次号及び第4号に掲げる職員を除く。)平成19年1月1日から平成21年1月1日まで</p> <p>(3) 平成24年4月1日以後新たに職員となり、同日において44歳に満たない者(次号に掲げる職員を除く。)平成19年1月1日から平成20年1月1日まで</p> <p><u>(4) 平成25年4月1日以後に新たに職員となった者 平成19年1月1日</u></p>	<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで</p> <p>(2) 平成23年4月1日以後に新たに職員となった者(次号に掲げる職員を除く。)平成19年1月1日から平成21年1月1日まで</p> <p>(3) 平成24年4月1日以後新たに職員となり、同日において44歳に満たない者 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで</p>
--	--

(短時間勤務職員の給料月額の特例計算に関する規則の一部改正)

- 3 短時間勤務職員の給料月額の特例計算に関する規則(規則第6-1370号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第11条に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号。以下「育児休業条例」という。)第15条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項、第2項若しくは第4項、育児休業条例第16条の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第6条第1項若しくは第2項、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年条例第4号)第5条第3項若しくは第4項、育児休業条例第19条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年条例第55号)第7条第2項若しくは第3項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第43号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年条例第50号)附則第4項(第5項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第2項若しくは第3項</p>	<p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第11条に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号。以下「育児休業条例」という。)第15条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項、第2項若しくは第4項、育児休業条例第16条の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第6条第1項若しくは第2項、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年条例第4号)第5条第3項若しくは第4項、育児休業条例第19条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年条例第55号)第7条第2項若しくは第3項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第43号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項</p>

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1719号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則第6-1186号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号の表示を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（医療職給料表（二））</p> <p>第4条 医療職給料表（二）は、愛鳥センター紫雲寺さえずりの里、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、コロニーにいがた白岩の里、新星学園、はまぐみ小児療育センター、若草寮、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所、特別支援学校に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（医療職給料表（二））</p> <p>第4条 医療職給料表（二）は、愛鳥センター紫雲寺さえずりの里、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、<u>あけぼの園</u>、コロニーにいがた白岩の里、新星学園、はまぐみ小児療育センター、若草寮、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所、特別支援学校に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>
<p style="text-align: center;">（医療職給料表（三））</p> <p>第5条 医療職給料表（三）は、総務管理部人事課、保健所、コロニーにいがた白岩の里、はまぐみ小児療育センター、教育庁福利課及び警務部厚生課に勤務する次に掲げる職員で、保健指導又は看護等に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（医療職給料表（三））</p> <p>第5条 医療職給料表（三）は、総務管理部人事課、保健所、<u>あけぼの園</u>、コロニーにいがた白岩の里、はまぐみ小児療育センター、教育庁福利課及び警務部厚生課に勤務する次に掲げる職員で、保健指導又は看護等に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p style="text-align: center;">（福祉職給料表）</p> <p>第7条 福祉職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で、入所者の指導、保育若しくは介護等の業務に従事するもの若しくは専ら児童若しくは女性の一時保護の業務に従事するもの又は任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（福祉職給料表）</p> <p>第7条 福祉職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で、入所者の指導、保育若しくは介護等の業務に従事するもの若しくは専ら児童若しくは女性の一時保護の業務に従事するもの又は任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1) <u>あけぼの園</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 6 - 1720号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第 6 - 48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 適用区分表（第 2 条関係）			別表第 1 適用区分表（第 2 条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
保健環境科学研究所	1 調査研究室細菌科、ウイルス科又は生活衛生科に勤務し、 <u>感染症の病原体又は感染のおそれのある検体の検査の業務に従事する職員</u>	2	保健環境科学研究所	1 <u>臨床検査技師免許又は衛生検査技師免許を有し、主として当該免許に係る業務に従事する調査研究室細菌科、ウイルス科又は生活衛生科に勤務する職員（いずれも専任の助手を含む。）</u>	2
	(略)			(略)	
食肉衛生検査センター	(略)	1	食肉衛生検査センター	(略)	1
	2 所長			2 所長	
(略)	(略)	(略)	あけぼの園	1 指導課に勤務する課長、副参事、寮長、副寮長、主査、主任及び生活支援員（いずれも3及び4に掲げる者を除く。）	4
				2 園長	2
				3 看護師免許又は准看護師免許を有し、当該免許に係る業務に従事する主査、主任准看護師、看護師及び准看護師	1
				4 委員会が別に定める職員	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1721号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（夜間看護手当）</p> <p>第27条 条例第31条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>（兼務授業担当手当）</p> <p>第31条の2 条例第37条第1項第2号の人事委員会規則で定める学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>（夜間看護手当）</p> <p>第27条 条例第31条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) あげぼの園</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>（兼務授業担当手当）</p> <p>第31条の2 条例第37条第1項第2号の人事委員会規則で定める学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 両津高等学校（本務とする学校が佐渡中等教育学校である場合に限る。）</u></p> <p><u>(4) 佐渡中等教育学校（本務とする学校が両津高等学校である場合に限る。）</u></p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1722号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分			別表第1（第2条、第3条関係） 特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分		
所在地	公 署	級別区分	所在地	公 署	級別区分
(略)			(略)		
(略) 佐渡市	(略) (略) 佐渡高等学校	2級地	(略) 佐渡市	(略) (略) 佐渡高等学校 <u>両津高等学校</u>	2級地
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1723号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分			別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
(略)	(略)	1 級地	(略)	(略)	1 級地
新発田市	赤谷小学校		新発田市	赤谷小学校	
			<u>小千谷市</u>	<u>川井小学校</u>	
				<u>真人小学校</u>	
十日町市	(略)		十日町市	(略)	
	松里小学校			松里小学校	
				<u>浦田小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
上越市	(略)		上越市	(略)	
	大島小学校			大島小学校	
				<u>桑取小学校</u>	
佐渡市	(略)		佐渡市	(略)	
	(略)			(略)	
	金井小学校			金井小学校	
				<u>金井吉井小学校</u>	
	(略)			(略)	
	畑野小学校			畑野小学校	
				<u>後山小学校</u>	
	真野小学校			真野小学校	
				<u>東中学校</u>	
	<u>両津中学校</u>			<u>南中学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
南魚沼市	(略)		南魚沼市	(略)	
	(略)			(略)	
	中之島小学校			中之島小学校	
(略)	(略)		<u>胎内市</u>	<u>大長谷小学校</u>	
			(略)	(略)	
佐渡市		2 級地	佐渡市	<u>浦川小学校</u>	2 級地
	前浜小学校			前浜小学校	
	(略)			(略)	
	金泉小学校			金泉小学校	
				<u>小倉小学校</u>	
	(略)			(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
佐渡市	(略)	3 級地	佐渡市	(略)	3 級地
	赤泊小学校			赤泊小学校	
				<u>川茂小学校</u>	

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>別表第2 (第2条関係) 準へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th>学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小千谷市</td> <td>東山小学校 南小学校</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>糸魚川市</td> <td>南能生小学校</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第3条関係) 特別地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th>学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>妙高市</td> <td>妙高中学校</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			所在地	学 校	(略)	(略)	小千谷市	東山小学校 南小学校	(略)	(略)	糸魚川市	南能生小学校	(略)	(略)	所在地	学 校	(略)	(略)	妙高市	妙高中学校	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>別表第2 (第2条関係) 準へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th>学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小千谷市</td> <td>岩沢小学校 東山小学校</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>糸魚川市</td> <td>今井小学校 南能生小学校</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第3条関係) 特別地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th>学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>妙高市</td> <td>妙高中学校</td> </tr> <tr> <td><u>胎内市</u></td> <td><u>鼓岡小学校</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			所在地	学 校	(略)	(略)	小千谷市	岩沢小学校 東山小学校	(略)	(略)	糸魚川市	今井小学校 南能生小学校	(略)	(略)	所在地	学 校	(略)	(略)	妙高市	妙高中学校	<u>胎内市</u>	<u>鼓岡小学校</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)																																																											
(略)	(略)																																																												
(略)																																																													
所在地	学 校																																																												
(略)	(略)																																																												
小千谷市	東山小学校 南小学校																																																												
(略)	(略)																																																												
糸魚川市	南能生小学校																																																												
(略)	(略)																																																												
所在地	学 校																																																												
(略)	(略)																																																												
妙高市	妙高中学校																																																												
(略)	(略)																																																												
(略)	(略)	(略)																																																											
(略)	(略)																																																												
(略)																																																													
所在地	学 校																																																												
(略)	(略)																																																												
小千谷市	岩沢小学校 東山小学校																																																												
(略)	(略)																																																												
糸魚川市	今井小学校 南能生小学校																																																												
(略)	(略)																																																												
所在地	学 校																																																												
(略)	(略)																																																												
妙高市	妙高中学校																																																												
<u>胎内市</u>	<u>鼓岡小学校</u>																																																												
(略)	(略)																																																												

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3 月29日

新潟県人事委員会
委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第 6 - 1724号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第 6 - 118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前			
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）			
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分	
知事の事 務部局	(略)		知事の事 務部局	(略)		
	(略)			5 種		
	食肉衛生 検査セン ター	所長		食肉衛生 検査セン ター	所長	5 種
	(略)			あけぼの 園	園長	
(略)		(略)				
(略)			(略)			
備考 (略)			備考 (略)			

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3 月29日

新潟県人事委員会
委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第 6 - 1725号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第 6 - 1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
所在地	公署及び学校等	区 域	所在地	公署及び学校等	区 域
(略)			(略)		
糸魚川市	(略) 西海小学校	糸魚川市	糸魚川市	(略) 西海小学校 今井小学校	糸魚川市
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第12-86号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表			別表		
機関	職		機関	職	
本庁	(略)		本庁	(略)	
知事部局	危機管理監 部長 局長 参与 広報監 情報企画監 副部長 副局長 次長 観光局長 都市局長 技監 総括政策監 政策監 課長 室長（課に置かれる室の長を含む。） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 <u>法務管理監</u> 情報主幹 課長 補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） （知事政策局政策課関係） 総括政策企画員 政策企画員 （知事政策局秘書課関係） 参事 総務係長 秘書係長 副参事（秘書の事務を行うものに限る。） 総務係及び秘書係の主査、主任及び主事 （知事政策局行政改革推進室関係） 政策企画員 （総務管理部財政課関係） 財政調整員		知事部局	危機管理監 部長 局長 参与 広報監 情報企画監 副部長 副局長 次長 観光局長 都市局長 技監 総括政策監 政策監 課長 室長（課に置かれる室の長を含む。） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 <u>情報主幹</u> 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） （知事政策局政策課関係） 総括政策企画員 政策企画員 （知事政策局秘書課関係） 参事 総務係長 秘書係長 副参事（秘書の事務を行うものに限る。） 総務係及び秘書係の主査、主任及び主事 （知事政策局行政改革推進室関係） 政策企画員 （総務管理部財政課関係） 財政調整員	

		(総務管理部人事課関係) 企画調査係長 人事係長 人材育成係長 給与係長 健康管理室の副参事 企画調査係、人事係、人材育成係及び給与係の主査、主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。) (総務管理部 <u>法務文書課</u> 関係) 法務班の法務調整員、主査、主任及び主事(法規審査に関する事務を行うものに限る。) (総務管理部管財課関係) 庁舎管理係長 警備長 副警備長			(総務管理部人事課関係) 企画調査係長 人事係長 人材育成係長 給与係長 健康管理室の副参事 企画調査係、人事係、人材育成係及び給与係の主査、主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。) (総務管理部 <u>文書私学課</u> 関係) 法務班の法務調整員、主査、主任及び主事(法規審査に関する事務を行うものに限る。) (総務管理部管財課関係) 庁舎管理係長 警備長 副警備長
		(略)			(略)
本庁以外の機関		(略)			(略)
	東京事務所	所長 副所長		東京事務所	所長 副所長
				県立看護大学	学長 副学長 事務局次長 事務局長
		(略)			(略)
	食肉衛生検査センター	所長 次長		食肉衛生検査センター	所長 次長
		(略)		あけぼの園	園長 次長
		(略)			(略)
備考		(略)		備考	(略)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

人事委員会告示

◎新潟県人事委員会告示第1号

県の行う事業又は事務所について、労働基準法別表第1に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものを次のとおりとし、平成25年4月1日から施行する。

なお、県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等(平成24年3月新潟県人事委員会告示第1号)は、平成25年3月31日限り廃止する。

平成25年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第4章の適用を受ける地方公営企業以外の県の行う事業又は事務所について、労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものは、次のとおりである。

1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により人事委員会が職権を行使するもの

(1) 労働基準法別表第1に掲げる事業に該当するもの

名 称	労働基準法 別表第1号別
新潟県立歴史博物館	第12号
新潟県消防学校(自治研修所を含む。)	〃
新潟県放射線監視センター	〃
新潟県保健環境科学研究所	〃
新潟県工業技術総合研究所	〃
同 各技術支援センター	〃
新潟県醸造試験場	〃
各新潟県立テクノスクール	〃
新潟県農業総合研究所	〃
同 各研究センター	〃
同 各農業技術センター	〃
新潟県農業大学校	〃
新潟県森林研究所	〃
新潟県水産海洋研究所	〃
同 佐渡水産技術センター	〃
新潟県内水面水産試験場	〃
同 魚沼支場	〃
新潟県立教育センター	〃
新潟県立図書館	〃
新潟県立生涯学習推進センター	〃
新潟県立青少年研修センター	〃
新潟県少年自然の家	〃
新潟県立近代美術館	〃
同 万代島美術館	〃
新潟県立文書館	〃
新潟県立阿賀黎明中学校	〃
各新潟県立高等学校	〃
各新潟県立中等教育学校	〃
新潟県立新潟盲学校(給食場及び寄宿舎を除く。)	〃
各新潟県立聾学校(給食場及び寄宿舎を除く。)	〃
各新潟県立特別支援学校(給食場及び寄宿舎を除く。)	〃
新潟県立幼稚園	〃
新潟県警察学校	〃
(2) 労働基準法別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しないもの	
新潟県知事部局本庁(交通事故相談所を含む。)	
新潟県知事政策局国際課パスポートセンター	
新潟県議会事務局	
新潟県選挙管理委員会事務局	
新潟県人事委員会事務局	
新潟県監査委員事務局	
新潟県労働委員会事務局	
各新潟県海区漁業調整委員会事務局	
新潟県教育庁本庁	
新潟県警察本部(各隊及び運転免許センターを除く。)	
新潟県警察本部各隊	

新潟県警察本部運転免許センター
 各新潟県地域振興局（他に定めるものを除く。）
 各新潟県地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター
 各新潟県地域振興局地域整備部維持管理事務所
 新潟県新発田地域振興局県税部村上収税課
 新潟県新発田地域振興局地域整備部奥胎内分所
 新潟県新潟地域振興局県税部新津収税課
 新潟県新潟地域振興局健康福祉部津川地区センター
 新潟県新潟地域振興局新津農業振興部
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部
 新潟県新潟地域振興局新津地域整備部
 新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所
 新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所
 新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所
 新潟県長岡地域振興局県税部柏崎収税課
 新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町収税課
 新潟県上越地域振興局県税部糸魚川収税課
 新潟県上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所
 新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所
 新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農政庁舎）
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農地庁舎）
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（水産庁舎）
 新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）
 新潟県東京事務所
 新潟県消費生活センター
 新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里
 新潟県中央福祉相談センター（中央児童相談所、女性福祉相談所及びあかしや寮を含む。）
 各新潟県食肉衛生検査センター
 新潟県計量検定所
 新潟県大阪事務所
 新潟県病虫害防除所
 各新潟県家畜保健衛生所
 新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所
 新潟県流域下水道事務所
 各新潟県教育庁教育事務所
 各新潟県警察署

2 労働基準監督署等が職権を行使するもの

名 称	労働基準法 別表第1号別
新潟県立学校給食場	第1号
新潟県佐渡トキ保護センター	第7号
新潟県妙法育成牧場	〃
新潟県福祉保健部生活衛生課動物愛護センター	第13号
各新潟県地域振興局健康福祉環境部（児童・障害者相談センターを除く。）	〃
各新潟県地域振興局健康福祉部（地区センターを除く。）	〃
新潟県精神保健福祉センター	〃
新潟県コロニーにいがた白岩の里	〃
新潟県新星学園	〃

新潟県はまぐみ小児療育センター	〃
新潟県若草寮	〃
新潟県新潟学園	〃
新潟県立新潟盲学校寄宿舎	〃
各新潟県立聾学校寄宿舎	〃
各新潟県立特別支援学校寄宿舎	〃

教育委員会規則

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第5号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 保健体育課 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係</p> <p>2 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～福利課 (略)</p> <p>義務教育課</p> <p>(1) 市町村立小・中学校、公立特別支援学校及び県立幼稚園の教職員（県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。次号及び第13条第1項、第2項及び第3項に規定する学校支援第1課の部第1号において同じ。）の定数の決定、任命、その他の人事に関する事項</p> <p>(2)～(14) (略)</p> <p>高等学校教育課～保健体育課 (略)</p>	<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 保健体育課 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係__ <u>全国高校総体推進室</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～福利課 (略)</p> <p>義務教育課</p> <p>(1) 市町村立小・中学校、公立特別支援学校及び県立幼稚園の教職員（県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。次号及び第13条第1項、第2項及び第3項に規定する学校支援第1課の部第1号<u>及び学校支援第2課の部第1号</u>において同じ。）の定数の決定、任命、その他の人事に関する事項</p> <p>(2)～(14) (略)</p> <p>高等学校教育課～保健体育課 (略)</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第6号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則(昭和32年新潟県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(その他の高等学校の規定の準用)</p> <p>第42条の9 第7条、第9条、第9条の2、第12条、第14条、第17条から第21条まで、<u>第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、</u>中学校に準用する。</p>	<p>(その他の高等学校の規定の準用)</p> <p>第42条の9 第7条、第9条、第9条の2、第12条、第14条、第17条から第21条まで<u>及び第30条から第42条までの規定は、</u>中学校に準用する。</p>
<p>(その他の高等学校の規定の準用)</p> <p>第42条の17 第7条、第9条、第9条の2、第12条、第14条、第17条から第21条まで、<u>第23条第1項、第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、</u>中等教育学校に準用する。</p>	<p>(その他の高等学校の規定の準用)</p> <p>第42条の17 第7条、第9条、第9条の2、第12条、第14条、第17条から第21条まで、<u>第23条第1項及び第30条から第42条までの規定は、</u>中等教育学校に準用する。</p>
<p>(その他の高等学校の規定の準用)</p> <p>第50条 第7条、第9条、第9条の2、第13条、第14条、第17条から第20条まで、<u>第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、</u>特別支援学校に準用する。</p>	<p>(その他の高等学校の規定の準用)</p> <p>第50条 第7条、第9条、第9条の2、第13条、第14条、第17条から第20条まで<u>及び第30条から第42条までの規定は、</u>特別支援学校に準用する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(その他の高等学校の規定の準用)</p> <p>第50条の7 第7条、第9条の2、第14条、第15条、第17条、第23条第1項、第25条第2項及び同条第3項、第27条、<u>第29条から第29条の3まで、第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、</u>幼稚園に準用する。</p>	<p>(その他の高等学校の規定の準用)</p> <p>第50条の7 第7条、第9条の2、第14条、第15条、第17条、第23条第1項、第25条第2項及び同条第3項、第27条<u>及び第29条から第42条までの規定は、</u>幼稚園に準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月29日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第2（第36条、第36条の2関係）			別表第2（第36条、第36条の2関係）		
番号	学校の名称	記号	番号	学校の名称	記号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>9</u>	(略)	(略)	<u>10</u>	(略)	(略)
<u>10</u>	(略)	(略)	<u>11</u>	(略)	(略)
<u>11</u>	(略)	(略)	<u>12</u>	(略)	(略)
<u>12</u>	(略)	(略)	<u>13</u>	(略)	(略)
<u>13</u>	(略)	(略)	<u>14</u>	(略)	(略)
<u>14</u>	(略)	(略)	<u>15</u>	(略)	(略)
<u>15</u>	(略)	(略)	<u>16</u>	(略)	(略)
<u>16</u>	(略)	(略)	<u>17</u>	(略)	(略)
<u>17</u>	(略)	(略)	<u>18</u>	(略)	(略)
<u>18</u>	(略)	(略)	<u>19</u>	(略)	(略)
<u>19</u>	(略)	(略)	<u>20</u>	(略)	(略)
<u>20</u>	(略)	(略)	<u>21</u>	(略)	(略)
<u>21</u>	(略)	(略)	<u>22</u>	(略)	(略)
<u>22</u>	(略)	(略)	<u>23</u>	(略)	(略)
<u>23</u>	(略)	(略)	<u>24</u>	(略)	(略)
<u>24</u>	(略)	(略)	<u>25</u>	(略)	(略)
<u>25</u>	(略)	(略)	<u>26</u>	(略)	(略)
<u>26</u>	(略)	(略)	<u>27</u>	(略)	(略)
<u>27</u>	(略)	(略)	<u>28</u>	(略)	(略)
<u>28</u>	(略)	(略)	<u>29</u>	(略)	(略)
<u>29</u>	(略)	(略)	<u>30</u>	(略)	(略)
<u>30</u>	(略)	(略)	<u>31</u>	(略)	(略)
<u>31</u>	(略)	(略)	<u>32</u>	(略)	(略)
<u>32</u>	(略)	(略)	<u>33</u>	(略)	(略)
<u>33</u>	(略)	(略)	<u>34</u>	(略)	(略)
<u>34</u>	(略)	(略)	<u>35</u>	(略)	(略)
<u>35</u>	(略)	(略)	<u>36</u>	(略)	(略)
<u>36</u>	(略)	(略)	<u>37</u>	(略)	(略)
<u>37</u>	(略)	(略)	<u>38</u>	(略)	(略)
<u>38</u>	(略)	(略)	<u>39</u>	(略)	(略)
<u>39</u>	(略)	(略)	<u>40</u>	(略)	(略)
<u>40</u>	(略)	(略)	<u>41</u>	(略)	(略)
<u>41</u>	(略)	(略)	<u>42</u>	(略)	(略)

<u>42</u>	(略)	(略)	<u>43</u>	(略)	(略)
<u>43</u>	(略)	(略)	<u>44</u>	(略)	(略)
<u>44</u>	(略)	(略)	<u>45</u>	(略)	(略)
<u>45</u>	(略)	(略)	<u>46</u>	(略)	(略)
<u>46</u>	(略)	(略)	<u>47</u>	(略)	(略)
<u>47</u>	(略)	(略)	<u>48</u>	(略)	(略)
<u>48</u>	(略)	(略)	<u>49</u>	(略)	(略)
<u>49</u>	(略)	(略)	<u>50</u>	(略)	(略)
<u>50</u>	(略)	(略)	<u>51</u>	(略)	(略)
<u>51</u>	(略)	(略)	<u>52</u>	(略)	(略)
<u>52</u>	(略)	(略)	<u>53</u>	(略)	(略)
<u>53</u>	(略)	(略)	<u>54</u>	(略)	(略)
<u>54</u>	(略)	(略)	<u>55</u>	(略)	(略)
<u>55</u>	(略)	(略)	<u>56</u>	(略)	(略)
<u>56</u>	(略)	(略)	<u>57</u>	(略)	(略)
<u>57</u>	(略)	(略)	<u>58</u>	(略)	(略)
<u>58</u>	(略)	(略)	<u>59</u>	(略)	(略)
<u>59</u>	(略)	(略)	<u>60</u>	(略)	(略)
<u>60</u>	(略)	(略)	<u>61</u>	(略)	(略)
<u>61</u>	(略)	(略)	<u>62</u>	(略)	(略)
<u>62</u>	(略)	(略)	<u>63</u>	(略)	(略)
<u>63</u>	(略)	(略)	<u>64</u>	(略)	(略)
<u>64</u>	(略)	(略)	<u>65</u>	(略)	(略)
<u>65</u>	(略)	(略)	<u>66</u>	(略)	(略)
<u>66</u>	(略)	(略)	<u>67</u>	(略)	(略)
<u>67</u>	(略)	(略)	<u>68</u>	(略)	(略)
<u>68</u>	(略)	(略)	<u>69</u>	(略)	(略)
<u>69</u>	(略)	(略)	<u>70</u>	(略)	(略)
<u>70</u>	(略)	(略)	<u>71</u>	(略)	(略)
<u>71</u>	(略)	(略)	<u>72</u>	(略)	(略)
<u>72</u>	(略)	(略)	<u>73</u>	(略)	(略)
<u>73</u>	(略)	(略)	<u>74</u>	(略)	(略)
<u>74</u>	(略)	(略)	<u>75</u>	(略)	(略)
<u>75</u>	(略)	(略)	<u>76</u>	(略)	(略)
<u>76</u>	(略)	(略)	<u>77</u>	(略)	(略)
<u>77</u>	(略)	(略)	<u>78</u>	(略)	(略)
<u>78</u>	(略)	(略)	<u>79</u>	(略)	(略)
<u>79</u>	(略)	(略)	<u>80</u>	(略)	(略)
<u>80</u>	(略)	(略)	<u>81</u>	(略)	(略)
<u>81</u>	(略)	(略)	<u>82</u>	(略)	(略)
<u>82</u>	(略)	(略)	<u>83</u>	(略)	(略)
			<u>84</u>	新潟県立両津高等学校	両 高
<u>83</u>	(略)	(略)	<u>85</u>	(略)	(略)
<u>84</u>	(略)	(略)	<u>86</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第9号

県立学校の名称、位置、課程、部、及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月29日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、同表の改正後の太線に囲まれた部分に改める。

改正後								改正前									
別表第2 県立高等学校								別表第2 県立高等学校									
県立学校の名称		全日制 の課程 の学科	定時制 の課程 の学科	通信制 の課程 の学科	収容定員				県立学校の名称		全日制 の課程 の学科	定時制 の課程 の学科	通信制 の課程 の学科	収容定員			
本校名	分校名				第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年	本校名	分校名				第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
(略)								(略)									
新潟県立新潟工業高等学校		機械			80	80	80	新潟県立新潟工業高等学校		機械			80	80	80		
		電気			80	80	80			電気			80	80	80		
		建築			80	80	80			建築			80	80	80		
		土木			40	40	40			土木			40	40	40		
		工業化学			40	40	40			工業化学			40	40	40		
(削除)								新潟県立新潟東工業高等学校		機械				40			
(略)								(略)		電気				40			
新潟県立羽茂高等学校					80	80	80	(略)					80	80	80		
(削除)								新潟県立羽茂高等学校		普通					80		
(略)								新潟県立両津高等学校		普通					80		
(略)								(略)									